

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和八年六月十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年十月二十二日奈良県指令高土第三〇一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年六月五日高土第一一五九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年六月五日高土第五〇四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室二〇八番一の一部、二二〇番一、二二一番一の一部、二二二番一の一部及び二一二番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市光南町一丁目二番九号

有限会社シテイ建設 代表取締役 岡田義太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室二〇八番一、二二〇番一、二二一番一、二二二番一及び二二二番五の各一部

下水道 葛城市東室二〇八番一、二二〇番一、二二一番一、二二二番一及び二二二番五の各一部

水路 葛城市東室二二〇番一の一部

一 許可番号

令和七年四月二十八日奈良県指令建第一一四一―一五七号

令和八年二月六日奈良県指令高土第一四三―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年六月五日高土第一一六〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年六月五日高土第五〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市葛木一〇一番二、一〇一番三、一〇一番四、一〇一番五、一〇一番六、一〇一番七、一〇一番八、一〇一番九、一〇一番一〇、一〇一番一一、一〇一番一二、一〇一番一三、一〇一番一四、一〇一番一五、一〇一番一六、一〇一番一七及び一〇一番一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区高倉台四丁七番三一一号

株式会社ライトハウス 代表取締役 小林牧二郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市葛木一〇一番一

下水道 葛城市葛木一〇一番一及び一〇一番六の各一部

水路 葛城市葛木一〇一番五及び一〇一番六